

公開日: 2021/08/05 (掲載号: No.430)

〈小説〉『所得課税第三部門にて。』【第47話】「税務職員への公務執行妨害」

筆者: ハッ尾 順一

カテゴリ: 読み物 連載

〈小説〉

『所得課税第三部門にて。』

【第47話】

「税務職員への公務執行妨害」



公認会計士・税理士 ハッ尾 順一

「こんなこともあるんだなあ・・・」

中尾統括官は、朝刊の三面記事をジッと見つめながら、つぶやく。

税務調査の手続きが遅いことに腹を立て、〇〇税務署の職員の顔を殴ったとして、△△警察署は、今日、税理士の男を公務執行妨害の現行犯で逮捕した。逮捕されたのは、税理士××容疑者76歳である。警察の調べによると、××容疑者は、〇〇税務署で、対応していた36歳の男性職員に対し、税務調査の手続きが遅いと腹を立て、男性職員の左頬を拳で殴って業務を妨害したとして、公務執行妨害の疑いが持たれている。××容疑者は「職員の仕事の遅さに腹が立って殴りました」と容疑を認めている。

「・・・納税者ではなく、その代理人である税理士が税務職員へ暴力をふるうとは・・・」

中尾統括官の表情が暗くなる。

「何か・・・ありました？」

浅田調査官は、大きく広げられた社会面の記事を読む。

「・・・税理士が、仕事の遅い・・・税務職員を殴った？・・・」

そう言いながら、浅田調査官は、食い入るように記事を見る。

「・・・君も注意しないとイケないよ。」

中尾統括官は、浅田調査官の顔を見る。

「自慢するわけではありませんが・・・僕の仕事のスピードは、誰にも負けないと思っています。」

浅田調査官は、真面目に答える。

「それにしても、この税理士の年齢は・・・76歳か・・・人間、年をとると、どうしても気が短くなるからなあ・・・」

中尾統括官は、税理士に同情する。

「年をとると・・・気が短くなるのですか？」

浅田調査官は、尋ねる。

「ああ・・・私なんか・・・税務署内の若い職員の仕事ぶりを見てみると、時々、イライラすることがあるよ・・・」

中尾統括官は、苦笑しながら言う。

「僕も・・・ですか？」

浅田調査官は、不満そうに言う。

「・・・いやいや、浅田君はテキパキと仕事をするから、イライラしたことは一度もないよ。」

中尾統括官は、弁明する。

「しかし、年齢を重ねると、一般的に、こらえ性がなくなるといわれているが、私も還暦に近づくと、そう思うことが多いよ・・・もっとも、この税理士のように暴力をふるうようなことはないけれども・・・」

中尾統括官は、ニヤリと笑う。

「税理士の世界も高齢化が進んで、年配の税理士が多くなりますから、税務職員も税務調査では、十分に注意しなければなりませんね。」

浅田調査官は、中尾統括官の顔を見る。

「そうだな・・・そういえば、逆に税務職員が仕事中に、税理士や納税者に暴力をふるったという話は、聞いたことがないな・・・」

中尾統括官は、突然、真面目な顔で言う。

「ところで、君も、仕事上、公務執行妨害について知っておいたほうがいい・・・刑法95条1項では、次のように規定している・・・」

そう言うと、中尾統括官は、傍らにあるポケット六法を手にする。

刑法95条（公務執行妨害及び職務強要）1項

公務員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行又は脅迫を加えた者は、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

「これって・・・公務員を保護しているのですか？」

浅田調査官が尋ねる。

「いや・・・この公務執行妨害の保護法益は、公務そのもの、すなわち、『公務の円滑な遂行』であって、暴行等を受けた公務員の身体・精神ではない・・・したがって、公務員を特別に保護する趣旨の規定ではないんだ・・・このことは、職務執行が完全に終了した後に公務員へ暴行・脅迫を加えても、公務執行妨害罪は成立しないことから明

らかだ。」

中尾統括官は、30年前に税務大学校の研修で、高名な刑法学者から聞いた話を思い出しながら、説明している。

「・・・さらに公務執行妨害は、公務員によって執行される公務そのものを保護するものであるから、憲法14条（法の下での平等）に反するものではないとされている。」

中尾統括官の説明に、浅田調査官は頷きながら聞いている。

「・・・中尾統括官は、税法ばかりではなく、刑法も詳しいんですね。」

浅田調査官の目は輝いている。

中尾統括官は、照れ笑いしながら、言葉を続ける。

「公務執行妨害の行為は暴行または脅迫だが、この暴行が認められるためには、公務員に向けられた有形力が行使されれば良く、これを『広義の暴行』といい、必ずしも直接公務員の身体に対して加えられる必要はない・・・また、現実には公務の執行を妨害する必要もない・・・もっともこの事件の税理士は、税務職員を拳で殴っているのだから、間違いなく暴行に該当するが・・・」

そう言いながら、中尾統括官は、広げられた新聞をたたみ始める。

「税理士は、税務職員と税法の解釈についてどんなに激しい議論をしても、税務職員がカッとなって税理士に危害を加えることはない・・・だから、訴訟の相手先から逆恨みされて、しばしば危害を加えられる弁護士などと比べると、安全で穏やかな職業だといわれている・・・この事件のように、税理士が税務職員に対して暴力をふるうなんてことは・・・私など、とても想像できないよ・・・」

中尾統括官は、腕を組んで、ため息をつく。

(つづく)

この物語はフィクションであり、登場する人物や団体等は、実在のものとは一切関係ありません。

「〈小説〉『所得課税第三部門にて。』は、不定期の掲載となります。